

# 全国的なイベント等の県への相談の対応方針

令和2年7月10日

## 1 趣 旨

全国的な人の移動を伴うイベント等（プロスポーツ等）の開催に当たっては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知（令和2年7月8日付け事務連絡）により、「事前に各都道府県と施設管理者・主催者において十分に調整することが適切である」とされたことから、県内で開催される全国的なイベント等については、イベント等が開催される施設管理者及びイベント等に関係する県の各部局、市町を窓口として相談を受け付け、感染防止対策の状況を確認することとし、その結果について、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（危機管理部）まで提出するものとする。

## 2 県との事前相談

### （1）対象となるイベント等

全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を越えるようなイベント（以下「大規模イベント等」）

### （2）事前相談の対象となる者

大規模イベント等の開催予定施設の施設管理者又は大規模イベント等の主催者

### （3）事前相談事項等（例示）

- 国の通知（別添：事務連絡）
- 本県の感染状況に応じたイベントの開催方針への理解  
（別添：静岡県イベント開催における感染防止方針）
- イベントにおける感染防止策の徹底（新しい生活様式など）
- 接触確認アプリや名簿登録など参加者の連絡先等の把握 等

### （4）事前相談の窓口

- ①県有施設における大規模イベント等の相談窓口 …県施設所管部局
- ②市町有施設における大規模イベント等の相談窓口 …各市町
- ③その他団体、民間施設等の大規模イベント等
  - 各部局の関係団体や、民間等が主催者で県の施策方針に沿ったイベント  
（産業振興、子育て支援、高齢者支援、文化振興、スポーツ振興など）  
…県所管部局
  - 民間主体のイベント等で所管が不明なイベント …県危機管理部

### （5）相談結果の提出先等

- ①提出先：静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（県危機管理部）
- ②提出期限：別紙「相談結果 提出シート」を相談終了後速やかに提出  
（イベント等開催前に必着のこと）
- ③開催後に感染者の発生が確認された場合、速やかにその旨を報告